

2011年度 越冬手当闘争方針

(はじめに)

石油価格は2010年4月から上昇傾向を維持しています。2011年末の灯油需要期には2008年度のような価格高騰を危ぶむ意見もでています。近年、越冬手当の交渉は長引く不況も影響し厳しい状況が続いています。2011年度の越冬手当交渉についても、毎年度の状況を精緻に分析し、従来の実費弁償の原則(ドラム缶10本分の確保)を維持すべき闘いを再構築していかなければなりません。あわせて、越冬諸費用である寒冷地手当分を獲得することも大きな課題です。

今期の越冬手当交渉は従来にも増して、要求根拠を明確にして意思統一を強固にして団結を固め、頑健な交渉体制を構築して、交渉に臨む覚悟が必要です。以下、2011年度の越冬手当闘争方針について記載します。

1. 情勢の基本的な特徴

(1) 昨年の越冬手当の妥結状況

2008年の灯油価格は史上最高の1リットル134円となりした。2009年の価格はこれを大きく下回り1リットル69円となりました。しかし、2010年の越冬手当を交渉している時点では、灯油価格が上昇し10月末で1リットル75円、ドラム10本で150,000円でした。

このように灯油価格が異常に高騰する中での越冬手当交渉はかつてないほど厳しいものとなりました。特に本州に本社を置く「出先企業」では、北海道に住む組合員(従業員)を対象とする燃料手当は不公平として、手当の削減・廃止が提案された事例が多く見られます。

2010年の札幌市内事業所の燃料手当のみの平均妥結額は世帯主で124,000円(北海道経営者協会の調査では世帯主で123,434円)となりました。残念ながら札幌地区連合の主張である灯油の実費弁償分(ドラム缶10本分の確保)を割る状態となり、労働者への負担増となりました。

(2) 灯油価格の動向

灯油価格は原油価格の推移に比例しますが、近年の原油価格は歴史的な高騰を繰り返し、度々最高値を更新する状況になっています。原因は多岐にわたりますが、不安定な中東情勢や中国・インド等の新興国の急激な経済成長による需要増及び世界的な市場投機など、国内の動向を原因としたものではありません。

2009年に一旦落ちついた原油価格は、2010年には再度、投機資金が原油市場に戻ったことで価格が上昇基調となりました。そして2011年を迎えてからも北アフリカの情勢悪化などの影響で価格の上昇は続いています。

その結果、2011年8月25日現在、札幌市内の灯油価格は1㍓87.95円を記録しました。昨年対比13.8%のUPであり、ドラム缶10本分換算では175,900円となっています。灯油価格はこれから需要期を迎えます。原油価格の低下はあまり期待できないことから、灯油価格の大幅値上げは避けられず、この冬の灯油価格は1リットル95円台に乗せることも予測されます。正に家計直撃の灯油価格動向といえます。

(3) 灯油の消費量の推移

灯油の消費量は、最近の灯油価格高騰や、気象状況(暖冬)及び住宅環境の向上などにより年々低下する傾向にあります。2006年頃からは、労働者の所得減少による買い控えを原因とした消費量低下が著しくなっています。

札幌市内の年間平均消費量は1,335リットルですが、一戸建て世帯のみの集計では1,478リットル強の年間平均消費量となっています。

(北海道消費者協会調査 2009年度は「2008年4月～2009年3月の期間」、2010年度は、2011年10月末に発表予定)

1世帯当たり年間灯油消費量(札幌地域)

年	年間灯油消費量	年	年間灯油消費量
2002	1,819㍓	2006	1,632㍓
2003	1,709㍓	2007	1,547㍓
2004	1,709㍓	2008	1,519㍓
2005	1,732㍓	2009	1,335㍓

1世帯当たり年間灯油消費量(全道)

年	年間灯油消費量	年	年間灯油消費量
2004	1,741㍓	2008	1,488㍓
2005	1,739㍓	2009	1,349㍓

2009年度 地域別灯油価格消費量(年間)全道平均1,㍓

道央	1,339㍓	道北	1,436㍓
道南	907㍓	道東	1,347㍓

2009年度 家屋形態別 灯油年間消費量

戸建世帯	1,455リットル	集合世帯	728リットル	全世帯	1,349リットル
------	-----------	------	---------	-----	-----------

2009年度 戸建世帯 灯油年間消費量 全道平均 1,583リットル

道 央	1,478リットル	道 北	1,504リットル
道 南	1,204リットル	道 東	1,395リットル

個別世帯の状況を検証すると核家族世帯及び共稼ぎ世帯が増えています。これにより、個別世帯の昼間の灯油消費量は減る傾向にあり加えて家屋の耐寒構造の進歩などもあり、灯油の年間消費量は減少化の傾向を示しています。しかしこの個別世帯の灯油消費量の減少化傾向には、灯油価格の値上対策としての暖房費節約も大きく寄与しています。

これらの結果、木造一戸建ての灯油年間消費量は約1,478リットルとなっています。

労働力の再生と冬季間の安心と安全な生活確保のためには、これまでの手当水準を維持することは必要です。節約志向を理由とした減額では、何れ限界が生ずるほか個人間の格差を生ずる可能性もあります。

したがって、灯油消費量の減少を理由とした越冬手当の切り下げや節約志向を理由とした減額提案には同意できないものであり、灯油ドラム缶10本分の支給本数の確保は必要です。

2. 闘いの基本的な方針

(1) 実費弁償の原則

これまでの交渉経過に明らかなように、燃料手当を中心とした越冬手当交渉の中では、事業者団体等は「越冬補助手当」論（越冬のための経費は一部補助のみにとどめようとする考え）を必ず主張します。今回のように灯油価格が高くなると「越冬補助手当」論の主張が強くなり、これに「支払能力」論が加わり算定灯油量減を一層強くしてきます。労働者側、特に労働組合の適切な対応がなければ、提示内容のままの支給となる場合が多くなります。

札幌地区連合では、これまで実費弁償を主張の基本としています。この基本をきちんと確認しておかないと、灯油価格変動への対応が難しくなります。

ドラム缶本数の査定の場合は、支給本数が一旦減じられると、翌年の回復は極めて困難であるというのが実態です。従って、実費弁償の基本を守り、ドラム缶本数の査定の場合は、絶対に支給本数分を減らさないこと、必ずドラム缶10本分（2000リットル）を確保する主張を維持することが必要です。

北海道の越冬手当支給の歴史は、戦前から北海道の厳しい冬を越すための生活支援制度とし定着してきたものです。このため越冬のための生計費として広く認知されており、この慣行が崩れると、生計費への負担が大きくなり労働者の生活が苦しくなることは明らかです。

事業者団体等の「越冬補助手当」論の主張

かつて賃金の低い時代に負担軽減の意味で越冬手当を支給してきたものであり、その後の賃金水準の改善により、越冬手当としての使命は終わった。

原油値上げなどの海外要因による燃料の高騰の責任を個々の企業が負担しなければならぬ理由はない。異常な灯油価格のなかで、全額実費を支給することは会社の支払能力から考えても不可能である。

寒冷地手当については、毎月の賃金などに含めて支給しているものであり、燃料手当と別枠で手当を支給することはできない。

省エネルギーの国策に労使が協力すべきであり、節約して灯油支給本数を減らすべきである。

北海道に住む者のみに限定して手当を支給するのは不公平である。

本州ではクーラーが普及しているが暑さのための手当は支給されていない。

特に最近では地球温暖化の影響で猛暑が続き、熱中症の被害も増えているが、それでも本州にはクーラー手当の制度はない。

電気も含む家庭でのエネルギー消費量は北海道も本州も変わらない。

これらの支給は企業の支払能力の範囲内で決定すべきである。

労働組合の「実費弁償の原則」の主張

賃金水準が伸び悩むなかで、灯油代金を含めた越冬諸費用は増加しており家計への負担は確実に大きくなっている。

現物支給と実費弁償は石炭手当の時代から今日まで北海道の社会のなかで定着してきたもの。北海道の厳しい冬季間の生活保障は企業負担の一部として常識化しているものである。したがって、灯油価格の値上げ、値下げに関係なく実費支給は維持されなければならない。

ストーブ償却代、掃除代も含めて越冬諸設備・費用は北海道特有の出費であり燃料手当と別枠で寒冷地手当を支給することに不合理性はない。

省エネルギー推進には総合的対策が必要。労働者の節約志向ありきではない。

北海道の寒さと本州の暑さを同列にして議論はできない。

労働者のみならず事業運営においても厳寒期の北海道に暖房は必要でありその費用は必要維持経費である。

以上のことをふまえて越冬手当は実費弁償の原則と事業運営のための必要維持経費であることを確認し、事業者団体等の越冬補助論に抗していこう。

(2) 生活実態に基づいた「寒冷地手当」の制度化を

北海道特有の厳寒期を乗り切るためには、特有の経費が発生します。即ち従来主張している「寒冷地手当」です。大幅な灯油価格の上昇により燃料(灯油)手当の実費確保以上の取り組みは困難とする意見もあります。

しかし、生計維持・労働力再生のための必要経費であることを強く主張することは大切です。越冬諸設備や費用の実態は、標準的モデル世帯の場合はストーブ、煙突、衣料、靴及び除雪器具等の経費が越冬諸費用として毎年必要であり約15万円以上の支出が平均支出とされています。又、暖房設備維持に関する費用(ストーブの購入、掃除など)では平均約5万円を支出しています。

これらの支出実態を考えれば越冬のための必要経費を「寒冷地手当」として制度化することは必要です。ただ、このための制度等新設は困難とされる場合は燃料手当分にプラスアルファとして上積みすることも検討してまいります。

なお、近年、玄関前に「埋設型融雪機」「ロードヒーティング」などを設置する世帯が増えていますが、各50万円から100万円の価格となっていることも参考にしてまいります。

3. 具体的な要求と闘いの進め方

冬季間の生活に関して支給される手当の呼称は企業により様ざまですが、札幌地区連合では燃料(灯油)手当と寒冷地手当(越冬諸経費)の合算を、越冬手当とします。基本的には燃料手当と寒冷地手当を別区分して要求してまいります。

(1) 世帯主は灯油実勢価格のドラム10本分要求を貫こう

ドラム缶10本分の灯油は2,000リットルです。

灯油1リットル95円の場合は、95円×2000リットルで190,000円です。

今年の越冬手当要求は下記の通りとします。

越冬手当	燃料手当	灯油実勢価格のドラム缶10本分【2,000リットル】 (灯油1リットル95円の場合は190,000円)
	寒冷地手当	50,000円以上

燃料手当として灯油2000リットル【ドラム缶10本分】の実勢価格に寒冷地手当50,000円以上を含めた越冬手当を確保してまいります。

寒冷地手当の制度のないところは、制度化をめざします。制度化が困難な場合は燃料手当に越冬諸設備・費用分として50,000円以上を加算した要求とします。

なお、現在の灯油価格は、前述した通り札幌市内で8月25日現在、1リットル当たり87.95円前後です。しかし原油価格は上昇傾向にあり、需要期・年末には1リットル95円以上の価格に到達することが十分に予測されます。従ってこれら灯油の実勢価格を判断して、1リットル95円台を確保することとします。灯油支給量は、従来通りドラム缶10本分は必ず確保してまいります。また、交渉妥結後に大幅な値上げが出てきた場合の、差額分取り扱いの再協議条項も組み込んでまいります。

昨年の価格交渉の中で、事業者側より共同購入価格の適用提案について問い合わせがありました。共同購入は労働者の自助努力による生活防衛手段です。この価格は各自によって差異があり共通価格としての採用は困難です。灯油価格はあくまでも実勢価格を採用して参ります。

灯油価格の上昇により、燃料手当の支給額は前年比からみて大幅な引上げとなることから、事業者側による「支払能力の限界」「越冬補助論」の主張が強力になります。労働者・労働組合はあくまで「実費弁償の原則」に則り交渉してまいります。

労働協約(協定)や就業規則で灯油支給量や金額が定められている場合、事業者による一方的な減額・減量は労働条件の不利益変更となります。悪質な場合は労組法違反・不当労働行為に該当するほか、労基法に抵触する賃金未払いなどとなり、訴訟対応が必要となります。事態発生の場合は産別や連合等の上部団体に相談の上、慎重に取り組みをすすめてまいります。

地場と出先、規模別の支給状況

北海道の越冬手当支給実績を考察すると、地場中小企業が大企業の支給額を上回る状態が多くみられました。ここ数年は経済不況も影響し、地場中小企業の支給額の伸び率も鈍化してきています。

北海道経営者協会の昨年の調査によれば、大企業の支給内容は世帯主 1 2 5 , 5 5 9 円 (昨年より 3 . 4 5 % 増額)、地場中小企業の支給内容は 1 2 6 , 1 1 8 円 (昨年より 3 . 0 5 % 増額) となっています。

本州企業の出先支店の一部には、燃料手当の制度がない事業所も見られます。

地場企業の場合、厳しい冬を越すための費用は事業者経費とされ、その考え方は今日まで継続しています。

近年、この北海道特有の厳冬期に対する経費負担を特例扱いと主張する事業所が大変に増えています。今年は酷暑と節電による影響から本州に酷暑対策手当は存在しないとして、北海道の燃料手当支給は不公平との主張が多くなることが予測されます。

多雪・厳寒という北海道特有の実態を説明し、越冬手当 (燃料手当と寒冷地手当) の支給制度がないところは、必ず同支給制度を確立させましょう。「しばれる」北海道の冬の厳しさや豪雪との闘い、これに伴う膨大な費用支出等、北海道生活の厳しい現実を本社事業者に理解してもらうことが必要です。

(2) 要求の基準

準世帯主は世帯主の **3分の2** 以上、非世帯主は世帯主の **3分の1** 以上です。

妥結時の灯油単価が、その後大幅に上昇 (少なくとも 5 円以上) した場合は差額支給 (あるいは再交渉) の協約を確立させます。

寒冷地手当の要求根拠は、前述の通り、越冬諸費用が 1 5 万円かかることから、最低限でも暖房器具に関する 5 万円以上の費用分を要求していきます。

どうしても、寒冷地手当の制度化が難しいところは燃料手当分にその分の上積みを見せていきます。

一括支給とする

北海道経営者協会の調査でも一括支給は全体の 7 5 . 2 % です。

支給月は 1 0 月が 6 6 . 1 % と最も多く、次が 1 1 月の 1 8 . 2 % です。

灯油価格の値上げで、支給額の増額となり、企業の資金繰りを理由に分割支給

の提案が予測されますが、一括支給を基本とします。

要求の基準は以上の通りですが、この要求内容は国や地方自治体が生活保護世帯に対して支給している冬季間の越冬諸手当に比べて高いものではありません。

札幌市の生活保護基準の水準をみると、標準4人世帯（夫婦と子供2人）に対して支給される冬季間の最低生活費として、毎月的生活扶助とは別に、2011年度は冬季加算額として203,750円（11月から3月の5ヶ月間、毎月40,750円）支給されています。

（3）税金は企業負担

越冬手当のうち燃料手当は実際に暖房費用として消費するものですから、税金を負担すれば、実質の2,000リットルの灯油を買うことが出来ません。

税率は前月の給与額や扶養人数によって異なりますが、だいたい6%から10%の範囲です。したがって税金については会社負担を要求し、要求額は手取り支給額であることを明確にします。

（4）連携をとって統一行動を

ここ数年続く灯油価格の高止まり傾向から、事業者側の支払能力限界論や越冬補助論は更に強くなると考えられます。越冬手当交渉に取り組む労働組合は地域全体の取り組みであるとの認識で全組合員の団結体制構築を意識することが必要です。

越冬手当は業種・地域の横断的体制を構築しやすい取り組みやすい課題です。

業種単位・地域単位に情報連絡を密にして統一した闘いを構築するよう取り組みましょう。地域的な水準や相場の動向が大きく影響することから、札幌地区連合への情報の集中と問い合わせを緊密にし、出来る限り実勢価格の情報を収集しましょう。

灯油価格・全体の状況の問い合わせは

市内の平均価格は札幌市消費者センター 728 2111

道内各地の平均価格は北海道環境生活部くらし安全局

231-4111（内線24 524）

札幌地区連合 210-0505（FAX 210-0606）

北海道経営者協会 調査

燃料手当支給額の推移

年度	世帯主	前年比	準世帯主	前年比	非世帯主	前年比
06	133,956	10.52	78,628	9.79	53,433	10.46
07	132,013	0.24	77,897	1.39	50,939	0.53
08	153,242	15.17	89,704	15.06	57,977	14.25
09	115,046	23.34	68,186	23.25	44,255	21.24
10	123,434	3.45	72,547	3.49	47,400	3.41

2010年度 企業規模別にみた燃料手当支給額

	世帯主	準世帯主	非世帯主
100人未満	122,080	73,458	49,800
100～299人	126,118	75,150	46,628
300～499人	124,628	69,908	46,762
500～999人	114,800	66,913	46,567
1000人以上	125,550	67,208	41,750
計	123,434	72,547	47,400

灯油支給量 世帯主 1,871 ㍓ 準世帯主 1,085 ㍓ 非世帯主 710 ㍓

2010年度 業種別の世帯主・支給額

食品業 116,438 商業 120,769 紙・パルプ 142,975
 運輸業 123,833 通信業 151,900 電気・ガス 130,975
 サービス業 118,561 化学・ゴム 122,000 新聞 127,667
 機械器具業 134,468 医療・福祉 103,257 教育 170,408

○支給の有無

燃料手当を支給する事業所は79.7%

○支給形態

現金支給・91.9%、 現物支給・0.6%

○支給方法

一括支給・75.2%、分割支給・24.8%

○支給時期

10月支給・66.1%、11月支給・18.2%、9月支給・7.4%、

札幌市内の灯油小売価格推移表

札幌市消費者センター

728-2111

年月日	価格幅	平均価格	対前回比%	対前年同期比%
2010 4. 9	66~79円	71.32円	0.4	24.7
4. 23	69~83	75.18	5.4	29.4
5. 10	71~84	79.23	5.4	36.1
5. 25	74~85	79.68	0.6	35.0
6. 10	71~84	79.19	0.6	31.5
6. 25	71~84	78.00	1.5	27.7
7. 9	72~84	78.10	0.1	19.3
7. 23	70~84	77.66	0.6	17.9
8. 10	71~84	77.68	0.0	18.1
8. 25	70~84	77.26	0.5	16.3
9. 10	68~82	75.48	2.3	10.9
9. 24	69~82	75.23	0.3	10.2
10. 8	69~83	74.86	0.5	9.7
10. 25	69~82	74.47	0.5	11.7
11. 10	68~82	74.25	0.3	11.2
11. 25	69~85	76.04	2.4	10.4
12. 10	71~84	76.92	1.2	11.0
12. 24	73~87	79.51	3.4	14.6
2011 1. 7	76~89円	80.74円	1.5	16.5
1. 25	79~92	84.57	4.7	17.0
2. 10	82~95	86.84	2.7	17.7
2. 25	82~95	89.97	0.1	20.2
3. 10	84~97	89.46	2.9	26.2
3. 25	86~98	93.06	4.0	30.9
4. 8	88~98	93.20	0.2	30.7
4. 25	89~101	94.17	1.0	25.3
5. 10	89~103	95.13	1.0	20.1
5. 25	87~101	93.58	1.6	17.4
6. 10	87~101	93.17	0.4	17.7
6. 24	83~101	93.12	0.1	19.4
7. 8	83~101	90.65	2.7	16.1
7. 25	84~101	90.58	0.1	16.6
8. 10	83~98	90.65	0.1	16.7
8. 25	79~98	87.95	3.0	13.8
9. 9				

*1リットル当たり

資料3

北海道における灯油価格の推移 北海道環境生活部

231 - 4111 (内線24 - 165)

年	4月	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
10年	72.1 円	78.3	79.3	78.2	77.8	76.4	75.6	75.5	77.3	82.1	87.5	90.4
11年	94.1 円	96.3	94.4	92.7	92.3							

毎月10日現在/毎月末日公表 * 1リットル当たり

資料4 (2010年度 各組合別燃料手当妥結状況 (抜粋)) 省略

詳細については札幌地区連合までお問合せください。

札幌地区連合加盟産別・単組へは本項掲載の冊子を送付いたしましたので、ご参照ください。

札幌市における世帯区分の内容

1 . 世帯主

- 1 . 扶養親族（扶養手当の支給対象者）を有し、自己の収入によって生計を維持していると認められる者
- 2 . 扶養手当の支給は受けないが、同居する親族を自己の収入によって扶養していると認められる者

2 . 準世帯主

- 1 . 単身の職員で一戸を構え、又は下宿若しくは間借り等により単独に生計を営む者
- 2 . 同居する親族の生計を主として自己の収入によって維持していると認められる者
(例)共働きの夫で扶養親族を有しない
- 3 . 世帯主に該当するが、市の施設に居住することにより冬季採暖の利益を受けている者
- 4 . 親族を現実に扶養しているが、世帯主に該当しない者
(例)現実に扶養している親族と同居していない者

3 . 非世帯主

世帯主、非世帯主及びその他のいずれにも該当しない者